

平成 22 年度定期監査（1）監査結果報告書

地方自治法第 199 条第 4 項の規定により、平成 22 年度定期監査（1）を下記のとおり実施したので、同条第 9 項の規定に基づきこれを提出する。

なお、小川けいこ前監査委員および宮原義彦前監査委員が本監査の執行に関与し、村上悦栄監査委員および薄井民男監査委員が本監査の結果決定の合議に関与した。

記

1 監査の概要

(1) 監査の実施時期

平成 22 年 4 月 13 日から同年 5 月 14 日までの間において実日数 15 日間

(2) 監査の方針

今回の監査は、平成 22 年度練馬区監査基本計画に基づき、平成 21 年度
の予算の執行・契約・会計および財産管理等の事務が法令等の趣旨に即し
適正に処理されているか、経済性、効率性、有効性の観点から適切に執行
されているか、また、所管課が委託している業務等について契約内容に基
づいた適切な指導監督が行われているかを主眼として実施した。

(3) 監査の視点

服務管理ならびに現金および郵券等の管理は適正か、予算の執行は適正
かつ効果的か、会計処理は適正か、業務委託をはじめとする各種契約の締
結、履行内容は適正か、補助金執行は適切か、的確な施設管理が行われて
いるか等を主眼として監査を実施した。さらに以下の視点を重点にして監
査を行った。

ア 業務委託等について、仕様書に業務内容の詳細が記載されているか。

受託事業者や指定管理者への指導監督が適切に行われているか。また、
報告書等により履行確認を十分行っているか。

イ 補助金は、根拠となる要綱などに沿って適正に執行し、内容確認を十
分に行っているか。

ウ 随意契約は適正に行われているか。「課長契約（工事）における分割発
注等の再発防止取組方針」決定後の契約は、方針に基づき適正に行われ
ているか。

(4) 監査対象部課

ア 健康福祉事業本部 福祉部

(ア) 経営課

(イ) 高齢社会対策課（以下の施設を含む。）

・三原台敬老館

(ウ) 介護保険課

- (エ) 障害者施策推進課（以下の施設を含む。）
 - ・福祉園 2 園 氷川台、大泉学園町
- (オ) 障害者サービス調整担当課（以下の施設を含む。）
 - ・心身障害者福祉センター
- (カ) 練馬総合福祉事務所
- (キ) 光が丘総合福祉事務所
- (ク) 大泉総合福祉事務所
- イ 健康福祉事業本部 健康部
 - (ア) 健康推進課
 - (イ) 生活衛生課
 - (ウ) 保健予防課
 - (エ) 光が丘保健相談所
 - (オ) 大泉保健相談所
 - (カ) 地域医療課
- ウ 健康福祉事業本部 児童青少年部
 - (ア) 子育て支援課（以下の施設を含む。）
 - ・児童館 4 館
光が丘、上石神井、三原台、光が丘なかよし
 - ・学童クラブ 12 か所
石神井東小、光が丘児童館、上石神井児童館、谷原小、三原台児童館、南が丘小、北原小、石神井町、早宮さくら、光が丘すずらん、光が丘すみれ、泉新小
 - (イ) 保育課（以下の施設を含む。）
 - ・保育園 12 園
豊玉、春日町、田柄、上石神井、春日町第二、高野台、旭町、田柄第二、光が丘、光が丘第三、早宮、光が丘第七
 - (ウ) 保育計画調整課
 - (エ) 青少年課

2 監査の結果

適正に行われていた。

しかしながら、つぎの事項について改善するよう指摘する。

なお、課長契約に係る事務処理手続きについて不適切な事例が見られたので指導した。

○事務処理および施設管理の適正さの確保について（指摘事項）

大泉保健相談所の監査において下記の事実を確認した。

- (1) 現金出納簿の不備

収納金があるにもかかわらず、歳入現金出納簿が作成されていなかった。

また、歳出現金出納簿においては、月計行の余白に、点検年月日、署名または押印がなかった。

(2) 手数料収入額の不一致

4月分の収入額が収納金月報で98,250円、納付書で112,200円となっており、13,950円合わなかった。6月分の収入額が収納金月報で60,850円、納付書で42,750円となっており、18,100円合わなかった。

(3) 施設管理上の不具合

外灯柱の錆対策、非常用通路の確保、食品サンプル棚のガラス面フィルム貼りについて、昨年度の監査で指導したにもかかわらず、対策をとっていなかった。

事務処理の適正さを確保するためには、条例、規則および手引等に基づいて執行することが必要である。加えて、会計事故防止の観点から、複数の職員でチェックを行うことも重要である。

については、条例等の遵守は無論のこと、内部牽制が十分に機能するような体制づくりを含め、事務処理の改善に向けて早急に取り組まれない。

また、区民が安全かつ快適に利用できる施設を維持していくことは、優先度の高い区の重要課題である。このことを十分に念頭に置いて、施設管理マニュアル等に基づいた適正な施設管理にも早急に取り組まれない。

(健康部)

○会計事務の適正な執行について（指摘事項）

健康部健康推進課の監査において下記の事実を確認した。

健康診査等委託料の一部について、過年度支出が行われていた。

この支出は本来、平成20年度予算で支出すべきものであったが、支払処理の遅延により、平成21年度予算から支出されたものであり、件数で9件、総額で25,426,948円であった。

健康診査等委託料は、単価契約に基づく出来高払いとなっており、実績に応じて、遅延なく支出手続を行うものである。

また、過年度支出は、地方自治法第208条で規定されている会計年度独立の原則を例外的に緩和する措置である。

これらのことを十分に念頭に置いて、会計年度内に支出できるよう事務処理を見直すとともに、会計事務の適正な執行が図られるよう取り組まれない。

また、今回と同様、過年度に係る経費の支出が予測される場合は、予め財務上の適切な処理をとられたい。(健康部)